

平成28年第1回上毛町議会定例会会議録 (4日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成28年3月11日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 岩花寛之 2番 田中唯登志 3番 廣崎誠治 4番 荒牧弘敏
5番 高畑広視 6番 宮崎昌宗 7番 峯 新一 8番 三田敏和
9番 大山 晃 10番 茂呂孝志 11番 宮本理一郎 12番 安元慶彦

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 今任和広・ 教育長 百留隆男・ 会計管理者 中 豊
総務課長 川口 彰・ 企画情報課長 福田正晴・ 開発交流推進課長 岡崎 浩
税務課長 福本豊彦・ 住民課長 佐矢野 靖・ 長寿福祉課長 末松克美
子ども未来課長 垂水英治・ 産業振興課長 尾崎幸光・ 建設課長 永野英憲
教務課長 古原典幸・ 総務係長 熊谷豊司

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 宮秋伸一
議会事務局 友松 円

○議事日程

平成28年第1回上毛町議会定例会議事日程（4日目）

平成28年3月11日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第12号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第13号 上毛町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第 4 議案第14号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第15号 上毛町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第16号 上毛町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第17号 上毛町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第18号 上毛町立保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第19号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第20号 上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第21号 平成28年度上毛町一般会計予算
- 日程第12 議案第22号 平成28年度上毛町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第23号 平成28年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第24号 平成28年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第15 議案第25号 平成28年度上毛町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第26号 平成28年度上毛町奨学資金特別会計予算
- 日程第17 議案第27号 平成28年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第18 議案第28号 町道路線の変更について
- 日程第19 議案第29号 町道路線の廃止について
- 日程第20 議案第30号 町道路線の認定について
- 日程第21 議案第31号 過疎地域自立促進計画の策定について

- 日程第 2 2 議案第 3 2 号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議について
- 日程第 2 3 議案第 3 3 号 上毛町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について
- 日程第 2 5 広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

○ 会 議 の 経 過 （ 4 日 目 ）

開議 午前10時00分

○議長（安元慶彦君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

きょう3月11日は5年前の2011年3月11日午後2時46分ごろ東日本震災が発生し、甚大な被害と多くの方々のとうとい命が奪われた日であります。お亡くなりになりました方々の御冥福をお祈りして黙禱をささげたいと思います。御協力をお願いいたします。黙禱。

（ 黙 禱 ）

○議長（安元慶彦君）黙禱直れ。ありがとうございました。

一礼して着席願います。礼。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しています。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に運営資料として配付しておりますので御確認ください。

○議長（安元慶彦君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、3月1日の本会議で各常任委員会に審査を付託した案件について、各常任委員長に審査状況の報告を願います。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は、委員会付託案件をまとめて報告いただきますので、議事日程の順は配付した資料と異なりますが、御了解ください。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長宛てに提出されておりますので、運営資料の中に写しを配付しております。

各委員長報告終了後の討論、採決は、日程の順に従って行いますので、御了解ください。

委員会付託案件の審議が終了した後、本日、町長より提出された追加案件の審議を行います。

追加議案は、本日審議する議案のため、提案理由の説明に引き続き、議案内容の説明を受け、質疑、討論、採決を行います。このことは、本日、先ほど議会運営委員会を開催していただき答申をいただいておりますので、報告いたします。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員として、さきに配付した各氏の出席を認め、会議に出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（安元慶彦君）これより、各常任委員長から委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。

○議長（安元慶彦君）日程第8、議案第18号 上毛町立保育所条例の一部を改正する条例について、日程第9、議案第19号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第10、議案第20号 上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第12、議案第22号 平成28年度上毛町国民健康保険特別会計予算、日程第13、議案第23号 平成28年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算、日程第16、議案第26号 平成28年度上毛町奨学資金特別会計予算、日程第17、議案第27号 平成28年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算、以上7件を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

三田委員長。

○文教厚生委員長（三田敏和君）皆様、おはようございます。文教厚生常任委員会から報告をいたします。

当委員会は3月7日、議会中小会議室において、文教厚生常任委員会6名と町長以下執行部の出席をもって、午前8時52分開会、9時57分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例案3件、予算案4件の計7件です。

当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

議案第18号 上毛町立保育所条例の一部を改正する条例について、最初に子ども未来課長に説明を求めました。

改正内容として、第2条の表中の100人を115人に改めるということです。本条例は平成28年4月1日から施行するというものです。

過去4年間の在園児童数が約115人と、常に定数の100人を超えている状態が続いています。さらに、28年度の申し込みも同様に推移しているとの説明でした。

質疑。児童数が微増ということですが、町内外の児童数がわかれば教えていただきたい。

答弁。町内の保育所の場合、110名、町外が13名です。町全体としては、341名のうち、町内が301名、40名が町外です。

質疑。100名から115名に変更したということで、15名増員するわけですが、確保が見込めているのか、15名ふやすにしても、なおかつ待機者が出るのか、15名をふやしたことによって、保育士さんの数が現状の数で十分管理が行き届くのか。

答弁。今回の改正で15名の定員増となりますが、現在の利用児童数の枠を大幅に拡大しているものではない。公立保育所の定数と現実の利用数はおおむね115名で推移していくので、今回増改築を機に近づけるという意味合いが主です。

保育士の人的配置の件ですが、あくまでも児童数の推移は、毎月変動があります。推移の状況により、現時点では、年度途中ですが、十分行き届いておりますということで、当初の枠組みを組んでいます。状況の変化とともに、十分検討しながら、人的体制が足らなければ、確保していかなければならないと考えています。

質疑。よその地域は、少子高齢化ということで子供が少ないのに、上毛町では増設をしなければならない状況になっている。影響としては、コモンパーク上毛彩葉、個人住宅がぼつぼつ建っていくことが大きいのか。

答弁。彩葉の影響が一番大きいのではないかと考えている。なお、一定の施設が大平エリアのほうにあり、随時入ったり出たりする。本町はなかなか予測しがたい環境であることを申し添えたい。

質疑。大平保育所の場合はよいが、新吉富保育所の場合、1・2歳児が混合保育となっている。民間に移譲しましたが、増築の予定はあるのか。

答弁。現状では、新吉富保育所はゼロ歳児から1歳児の混合部分があるということで、改築を一度は手を挙げて見込んだのですが、いまちょっとストップがかかっている状態だと。再度、国県の補助金の情報を提供しながら、町と協議を進めていきたい、と答弁されました。

質疑。女性は20歳から40歳までが大体の出産する年齢と言われるが、本町では、年齢層で調べたことがあるのか。

答弁。それでいくと、女性15歳から39歳まで、873名います。

討論。討論なし。

採決。全会一致で、可決することに決しました。

議案第19号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、最初に子ども未来課長に説明を求めました。

新旧対照表中の「または看護師」という部分を、改正では、「看護師または准看護師」と改める。人員配置の枠組みを緩和するという改正になっています。

施行日ですが、建築基準法に係る部分については、公布の平成28年6月1日から施行されるので、部分的に施行日が違う。あとの条文の改正は4月1日が施行日になっている。

質疑。改正内容が、看護師または准看護師というふうに改められている。准看護師の立場は、看護師の補佐をするという意味なのか。責任の問題が発生した場合、園内に看護師がたまたまいなくて准看護師しかいないということがあった場合、准看護師も看護師と同様の責任の立場であるという意味なのか。

答弁。看護師、准看護師は、国が定めた資格の一つの枠組みです。今までに看護師の配置が義務づけられていたものが、准看護師の方もそのポストにつけるということで、看護師を補佐するために准看護師を認めるという意味ではない。

討論。反対討論あり。

採決。起立多数で可決することに決しました。

議案第20号 上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、最初に子ども未来課長に説明を求めました。

学校教育法の改正に伴い、義務教育、言いかえると、小中一貫校の制度が創設されたことによるものです。

新旧対照表で「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって」の部分にアンダーラインが引いてあるところに、もともと小学校、中学校と並んでいた間に、「義務教育学校」という文言が加わったものです。

質疑。質疑なし。

討論。討論なし。

採決。全会一致で、採決することに決まりました。

議案第22号 平成28年度上毛町国民健康保険特別会計予算について、最初に長

寿福祉課長に説明を求めました。

上毛町国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,915万9,000円と定める。

それについて、質疑に入りました。

質疑。国保の広域化をにらんで、国は市町村に一般会計から国保に繰り入れた金額に相当する財政措置をしていると聞いている。もし、やっているのであれば、この会計の中にどのように反映されているのか。

答弁。平成27年度から若干影響がある。一般会計繰入金の中で、保険基盤といったところで、低所得者に対する国の補助の拡大等、若干この中に含まれています。28年度も同様です。

討論。反対討論あり。

採決。起立多数で可決することに決しました。

議案第23号 平成28年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算について、最初に長寿福祉課長に説明を求めました。

上毛町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,127万7,000円とする。

質疑に入りました。

歳入の関係で、後期高齢者医療保険料の現年度滞納繰り越し分で、去年は徴収見込みと記載されていた。どういう意味か。滞納額は。

文言を省いた理由は特にありません。滞納件数は10名、額は1億3,645万9,450円です。

質疑。先ほどの徴収見込額ですが、何%を見込んでいますか。

答弁。95%です。

討論。反対討論あり。

採決。起立多数で可決することに決しました。

議案第26号 平成28年度上毛町奨学資金特別会計予算について、最初に教務課長に説明を求めました。

上毛町奨学資金特別会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,282万3,000円と定める。

質疑。この制度を使うと、卒業するまでにどのくらい借り入れるのか実態を知りた

い。

答弁。大学の自宅外の貸付者が一番多いのですが、月5万円の12カ月の4年間で

す。
この制度で、奨学金を借りたいという要望の方は、全員貸し付けているのか。審査基準はどうなっているか。

答弁。町に奨学資金を審査する協議会がある。そこに申込者の状況を報告して、決定をしていただいている。基本的には、貸し付けにおいては、独立行政法人日本学生支援機構というものがあり、その基準にのっとった部分を審査会に説明し、審査して貸し付けています。過去の状況を見ると、全ての方に貸し付けています。

質疑。要望があって、審査のテーブルにのった方は、過去全員通過しているということか。

答弁。そのとおりです。

質疑なし。討論なし。

採決。全会一致で可決することに決しました。

議案第27号 平成28年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算について、最初に住民課長に説明を求めました。

上毛町住宅新築資金等特別会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7万5,000円と定める。

質疑に入りまして、償還推進助成事業の予定は何件か決めているか。

答弁。来年度、何件か指定すると思っている。準備をしている。

質疑。不納欠損は難しいと思うが、できるだけ相続人などを調べて、取れない場合、不納欠損で処理したほうがよいのではないか。滞納額は全体でどれくらいあるか。

答弁。滞納額は、現在、6,384万4,970円となっています。

討論。討論なし。

採決。全会一致で、可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（安元慶彦君）文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）今、「不納決算」と言いましたけど、不納欠損ですよ。

○文教厚生委員長（三田敏和君）ありがとうございます。不納欠損です。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（安元慶彦君）日程第2、議案第12号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第3、議案第13号 上毛町行政不服審査会条例の制定について、日程第4、議案第14号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第5、議案第15号 上毛町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第16号 上毛町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第17号 上毛町税条例の一部を改正する条例について、日程第14、議案第24号 平成28年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算、日程第15、議案第25号 平成28年度上毛町簡易水道事業特別会計予算、日程第18、議案第28号 町道路線の変更について、日程第19、議案第29号 町道路線の廃止について、日程第20、議案第30号 町道路線の認定について、日程第21、議案第31号 過疎地域自立促進計画の策定について、日程第22、議案第32号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議について、以上13件を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

宮崎委員長。

○総務産業建設委員長（宮崎昌宗君）総務産業建設常任委員会から報告します。

当委員会は3月8日、議会中小会議室において、常任委員全員と町長以下執行部の出席をもって、午前8時57分開会、午前10時38分閉会しました。

当委員会に付託された案件は、町長提出の条例案6件、予算案2件、その他5件の計13件です。

当委員会に付託された案件の審査を行いましたので、その経過と結果を議会規則第77条の規定に基づき報告します。

議案第12号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に

ついて、総務課長より説明がありました。主な質疑として、

質疑。使いやすさの向上とあったが、具体的な内容は。

答弁。大きく3点あり、不服の申し立て期間の延長、方法が審査請求に一元化。前置き期間が廃止、縮小となった。

質疑。本町での不服審査の実績は。

答弁。本町合併以降、ありません。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決されました。

続きまして、議案第13号 上毛町行政不服審査会条例の制定について、総務課長より説明がありました。主な質疑として、

質疑。審査委員の人は。

答弁。司法書士や弁護士等も視野に入れながら検討したい。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決されました。

議案第14号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長より説明がありました。主な質疑として、

質疑。職員が自発的に当直をした場合の公務の取り扱いは。

答弁。8時半前の公務は、管理職が命令を出せば公務となるが、命令を出していなければ公務に該当しない。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決されました。

第15号 上毛町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長より説明がありました。

質疑なし。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決されました。

議案第16号 上毛町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長より説明がありました。

質疑なし。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決されました。

議案第17号 上毛町税条例の一部を改正する条例について、税務課長より説明がありました。主な質疑として、

質疑。徴収の猶予を行う場合の条件は。

答弁。災害や火災等の条件が該当します。

質疑。担保の関係は。

答弁。災害等で担保の徴収が難しい場合は免除の条例も定めています。状況に応じて判断します。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決されました。

議案第24号 平成28年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算について、建設課長より説明がありました。主な質疑として、

質疑。光熱費が高額ではないか。どこまでの施設が含まれるのか。

答弁。2カ所の処理施設と中継ポンプの光熱費です。

質疑。農業集落排水と浄化槽では、どちらにメリットがあると考えなのか。

答弁。合併浄化槽のほうにメリットがあると考え。今後の上毛町の下水は、合併浄化槽で対応したい。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決されました。

続きまして、議案第25号 平成28年度上毛町簡易水道事業特別会計予算について、建設課長より説明がありました。主な質疑といたしまして、

質疑。水質検査の回数と検査機関は。

答弁。検査機関は北九州の科学センターで、回数は合計13回です。

質疑。検針員の委託料は、過去から増額はあるのか。

答弁。平成25年度までは1件60円で、検針員の傷害保険料を町のほうで支払っていましたが、26年度からは70円に上げ、傷害保険料は自己負担としています。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決されました。

続きまして、議案第28号 町道路線の変更について、建設課長より説明がありました。

質疑なし。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決されました。

議案第29号 町道路線の廃止について、建設課長より説明がありました。主な質疑として、

質疑。安雲地区の道路で廃止箇所があるか。

答弁。高速道路の関係で廃止となっています。代替道路をつけ、認定をお願いしています。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決されました。

議案第30号 町道路線の認定について、建設課長より説明がありました。主な質疑として、

質疑。草刈り等の維持管理が多いと思うが、地域にお願いできないのか。

答弁。草刈り等は地元をお願いする部分もあるが、地元ができないような部分については、これまでも予算をつけて対応しています。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決されました。

続きまして、議案第31号 過疎地域自立促進計画の策定について、企画情報課長より説明がありました。主な質疑として、

質疑。買い物弱者等の取り組みは、

答弁。今後しっかり取り組んでいきたい。

質疑。イノシシ等の処理施設を考えないのか。

答弁。近隣3市町で取り組みを検討している。計画書の中には、対応できるように盛り込んでいます。

そのほかに、中山間地の現状や今後どうあるべきかの意見や要望など、発言がありました。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決されました。

続きまして、議案第32号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議について、企画情報課長より説明がありました。主

な質疑として、

質疑。連携に参加するメリットは。

答弁。交付税措置があり、1,500万円を限度に活用することができる。しかし、中津市を中心とした定住自立圏との重複はできない。

質疑。参加によって、圏域内での事業の取り合いが起きないか。

答弁。当町が先行していれば協力をいただけることもあるが、相手が先行していれば協力することも起こり得る。常に先を見据えて準備をしていく必要があると思う。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（安元慶彦君）総務産業建設常任委員長長の報告が終わりました。

これから総務産業建設常任委員長長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（安元慶彦君）日程第12、議案第21号 平成28年度上毛町一般会計予算1件を議題とします。

予算決算常任委員長長の報告を求めます。

峯委員長。

○予算決算委員長（峯 新一君）おはようございます。去る3月1日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました、議案第21号 平成28年度上毛町一般会計予算について、3月9日に委員会を開催、長時間にわたる慎重審査の結果、賛成多数により可決いたしました。

以上、報告します。

○議長（安元慶彦君）予算決算常任委員長長の報告が終わりました。これから予算決算常任委員長長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）もう少し詳しく説明したほうが良いと思うんですが。

○予算決算委員長（峯 新一君）これは全員参加であり、議員に対する報告でもあります。自分が参加された中で、それを聞いてなかったという理解にもなるかと思えますけど、どうでしょうか。

○議長（安元慶彦君）ほかに。三田議員。

○8番（三田敏和君）私ももう少し詳しく報告をしてほしいなと思うのは、本会議でもありますし、議事録に載るわけですから、大体の予算とかぐらいは報告すべきではないかというふうに思います。

○議長（安元慶彦君）予算決算常任委員長。

○予算決算委員長（峯 新一君）申しわけありません。では、以後、そういうふうにしてほしいと思います。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（安元慶彦君）これから委員会付託案件の討論、採決を行います。日程第2、議案第12号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第12号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第3、議案第13号 上毛町行政不服審査会条例の制定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、議案第13号 上毛町行政不服審査会条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第4、議案第14号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、議案第14号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第5、議案第15号 上毛町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君)全会一致。よって、議案第15号 上毛町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君)日程第6、議案第16号 上毛町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君)全会一致。よって、議案第16号 上毛町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君)日程第7、議案第17号 上毛町税条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、議案第17号 上毛町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第8、議案第18号 上毛町立保育所条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、議案第18号 上毛町立保育所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第9、議案第19号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君) 私は議案第19号、反対の立場から討論いたします。

上毛町は社会福祉法人の認可保育所で全児童を保育できるよう条例制定するべきであるということを申し上げまして、この議案に反対いたします。

○議長(安元慶彦君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安元慶彦君) 起立多数。よって、議案第19号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第10、議案第20号 上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、議案第20号 上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第11、議案第21号 平成28年度上毛町一般会計予算を議題とします。

廣崎議員。

○3番(廣崎誠治君) 修正動議を提出いたします。書面にて事務局に提出しておりますので、ご観察をお願いいたします。

(「賛成」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 廣崎議員ほか1名から、議案第21号 平成28年度上毛町一般

会計予算に対する修正動議が提出されました。

この動議は2人以上の発議者がありますので、成立しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時51分

○議長（安元慶彦君）休憩前に引き続き、再開します。

本案に対しては、廣崎議員ほか1名からお手元に配付されました修正の動議が提出されました。これを本案とあわせて議題といたしたいと思えます。

提出者に修正案の説明を求めます。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）皆さん、おはようございます。

私は、議案第21号 平成28年度上毛町一般会計予算に対する修正動議を提出いたします。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び上毛町議会会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

提案理由です。

大池公園開発事業の契機となった東九州自動車道の全面開通後の交通量調査結果を見て、採算が取れるのか十分検討を行い、上毛町住民へ全体の基本計画、概算工事費、概算財源、概算維持管理費、費用対効果の分析等を懇切丁寧に説明し、住民の理解を得てから着工すべきと考え、以上の予算を減額修正したものでございます。

修正案の5ページをお開きください。

2款1項12節 開発交流推進費、これを需用費と旅費のみを残して全額ゼロにするものでございます。

財源については、それに伴い削減しております。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから、まず修正案に対して質疑を行います。質疑はありますか。

岩花議員。

○1番（岩花寛之君）提案理由について質問させていただきたいと思えます。

今回の提案理由について、上毛町の町民全体の基本計画等々を懇切丁寧に説明し、

全線開通後に出せばというふうなところかと思うんですけども、具体的に廣崎議員としてはどれぐらいのスケジュールを考えてらっしゃるのでしょうか。

○3番（廣崎誠治君）基本計画を、まず、交通量調査に1年ぐらいかけて、その間に基本計画をつくっていただき、住民説明会などを行って懇切丁寧に説明して、住民の理解を得ていただくという形を考えております。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

宮本議員。

○11番（宮本理一郎君）私はこの修正案を見まして、町長の提案している九州一輝く町、これを根本的に否定するものだというふうに感じました。

つまり、国策である地方創生、地方活性化が既に矢が放たれ、全国自治体で効果、実績を上げている段階において、町長がいち早くこのインター周辺を皮切りに、上毛町の地域創生活活性化をなし遂げようじゃないかという提案に対して、これは周辺事業の予算を全部削除しております。それならば、九州一輝く町づくりに対する対案として、具体的事業並びに方策が提案されなければならないと思います。

私は、したがって、これはそれに裏づけされた予算ではなく、ただ単に、この事業に対しての反対であり、したがって、その予算を削除したということであって、まことにこれは不十分な修正案だというふうに思います。

○議長（安元慶彦君）宮本議員、内容に……。

○11番（宮本理一郎君）わかりました。だから、提案者は町長が提案する九州一輝く町づくりに対しての対案があるのかということの質問です。

○議長（安元慶彦君）廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）対案と言いましたが、私は九州一輝かなくてもいいと思っております。スローガンはいいんですけど、上毛町が発展するのは願っておりますけど、九州一でないでもいいんじゃないかなと。

ただ、上毛町のスマートインターの近所をですね、周辺を活性化するについては賛成ですけど、この計画は余りにも、上り車線側につくるという形ですので、北九州方面に観光に行って帰る方がとても寄るとは思えない。下り車線を入れてないということがこの計画のずさんさだと私は思っております。

基本構想を見ても、公共部分で26億円、民間で6億円という基本構想の額が出ていますが、それに関しても図面上で修正がありましたけど、額がどのぐらになったの

か、そのことの説明は全くありませんし、上毛町の発展は願うものですが、そういう形で私は反対しているわけです。

○議長（安元慶彦君） 宮本議員。

○11番（宮本理一郎君） ただいま九州一輝く町、九州一でなくてもいいじゃないかということです。そういう規模のレベルをうたった町長の意味合いじゃないわけで、ただそれをスローガンで、みんなが、町民が、官民挙げて一緒に頑張ろうという意味合いで提唱したわけでございますけども。何もしないことは簡単です。何もしないことは、けども、先見の明と言いますが、将来を見据えてビジョンを語り、それを実現していく方向に存在するのがリーダーであります。

したがって、私は暗闇の中でも果敢に前に進む勇氣こそ、いずれ明るい光を見出す、そういうふうに思いますよ。だから、これは私は反対のための反対の絵をかいているようにしか思えないわけで、全国自治体がこぞって活性化をうたっている中、この予算を削除するということの裏には、その事業全体の削除というか、撤廃を意味しているんですか。

○6番（宮崎昌宗君） 議長、発議者の一人として説明します。

○議長（安元慶彦君） 宮崎議員。

○6番（宮崎昌宗君） それでは、発議者の一人といたしまして、私から説明いたします。

私としては、この大池公園開発自体を根底から否定しているわけではございません。やはり、全国各地、さまざまな開発計画等もありまして、かつて、例えば大平楽においても大きな開発計画がありました。例えば、夕張においても開発計画がありましたが、やはり行き詰ったのは維持管理費等、そういった積算、試算が十分されていないまま、先ほど言うように突き進んでいったのが私は原因だと思って思っておりますので、やはり一度ここで立ちどまって、維持管理がどのくらいかかるのかどうか、どう管理していくのか、そういうことをしっかりと決めた上で、私はこういう計画を進めていくべきだと思います。

九州一輝くどころか、私は日本一輝く町だと思っておりますので、一瞬の輝きで終わるのか。輝き続けるためのことをしていかないといけないと思っておりますので、私は輝き続けるために将来性のビジョンをしっかりとつくってから、私は開発すべきだと思っております。

○議長（安元慶彦君） ほかに質問ありますか。

三田議員。

○8番（三田敏和君）交通量の調査を1年ほどかけてやって採算がとれるかというようなことがありましたが、4月24日に開通しますね。当初からやっぱりそこに来ていただくということをアピールしない限り、ただ単なる通過点になってしまったら、結局、何ぼ交通量を調査しても、交通量が少なければ東九州自動車道全体が否定されているというふうに私は思うんですね。今川スマートチェンジもいろいろやろうと計画をしております。

そういう意味では、時期を下げると、その他のいろんなことについてもマイナスの要素が懸念されるんじゃないかなというふうに思うんですが、その点はいかがなんでしょうか。

○議長（安元慶彦君）廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）行橋のほうで計画しているというのを三田議員の言葉でも聞きましたけど、東九州道というのは1車線ですもんね。交通量はそんなに上がらないと思うんです。通っても2万台も行かんのではないですかね。そういう形で、こういう計画をしても無駄な投資になる可能性が高いと私は思っております。

○議長（安元慶彦君）三田議員。

○8番（三田敏和君）この大池公園の開発は、東九州自動車道だけではなくて、地域周辺の観光の創出も考えてあるというふうに私は思っています。特に、大池公園だけじゃなくて、その周辺のいろんな観光であり農業であり工業であるものを、点をつないでやるためには、早期の着工も必要ではないかなというふうに思うんです。いろんな関係がありますが、時を逸するという事は、案外、非常に大きなリスクを背負うのではないかなというふうに考えています。その点、いかがですか。

○議長（安元慶彦君）廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）そうは思いません。じっくり計画を練って、下り車線も利用する、大平楽方面を利用するような計画であればいいんですけど、これは上り車線からサービスエリアを利用して入るという形ですので、とても成功はおぼつかないと思いますし、よく考えてですね。

やっぱりじっくり計画を練って、住民がやっぱり理解できるものでなければだめだと思うんです。それがまだ全然できてないと思うんですよ。3月広報では住民にお知らせしたかもしれませんが、あれには事業費なんか全然書いてありませんし、あれで

住民がかえってもうこれから計画が進んでいくんだなというふうに勘違いされている方もいらっしゃると思いますので、そういう形はいかがなもんかなと思います。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）提出者にお尋ねします。

町から工事費が、概算でありますけれど、25億円から6億円という資料をいただいています。提出者は、工事費を幾らぐらいと見込んでいるのか。それから、維持管理費にどのぐらいかかると見込んでいるのか。維持管理とは、単なる維持管理費だけではなくて、事業をした場合の年度別の借金返済にどのぐらいかかると思っているのか、お尋ねいたします。

○議長（安元慶彦君）廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）私にその額をわかれているのはちょっと難しいんですが、公共部分で26億円と言ってますが、議会の説明では減額するという形で説明しておりますけど、駐車場の中のトイレがなくなり、橋の形が若干変わったというぐらいですので、そうは変わらないんじゃないか、最低でも20億円ぐらいはかかるんじゃないかと思っておりますし、維持管理費については、大池公園のアスレチックで約250万円かかっているという形ですので、これぐらい大きくなると、やっぱり年に四、五千万はかかると思っておりますので、5年後には交付税が4億円減るという形でございますので、今いらっしゃる上毛町の若者に借金を背負わせるような形になるんじゃないかと危惧しております。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私が大まかに試算した、仮定の話で申しますと、仮に25億円かかったとして町が3割負担したとしても、7億5,000万円。これを15年返済しても、約年度別で約5,000万円必要です。

それから、維持管理費で、先ほど提出者も言われましたが、アスレチック委託料が250万円ですから、これは計算していませんけれど、面積からすると5,000万円ぐらいかかるかなというふうに思います。

それから、この3月議会で新たに明らかになったことですが、工事費が民間投資の部分がありましたよね、6億数千万円。当初は、これは民間でやるということで説明がありましたが、今回、3月議会の一般質問の中では、業者との折衝もあると言われ

ました。折衝というのは話し合いですから、ここにまた公金を投入するということも考えられますので、さらに工事費がふえるかなと思います。

ざっと見積もっても借金返済と維持管理費で8,000万円から1億円かかるという大変なことであります。財政も平成32年度に国から来る普通交付税が4億円減ると。それから今までの借金返済が、単年度で約4億円ぐらい必要と。4億円減って、今までの借金返済が4億円必要。それで新たに1億円負担がかかるわけですから、とても私も財政的には大変な状況になるなというふうに思いますが、提出者の御認識をお伺いいたします。

○議長（安元慶彦君）ちょっと待った。修正案に対する質疑じゃないとだめですよ。討論のほうは後でやりますから、そのときに十分討論していただきますけど、この修正に対しての質問ですから、その辺を忘れないように。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）討論ではありません。いろいろ今言うて、財政的に負担がかかるんじゃないかという、そのことをお尋ねするための前段の質疑をしたわけです。この事業をすることによって、今後、町の財政にどのような負担がかかるという御認識なのかお伺いいたします。

○議長（安元慶彦君）宮崎議員。

○6番（宮崎昌宗君）私のほうから維持管理費についてお答えします。

この維持管理費が幾らかかるのか、どう賄うのか、議員誰1人、数字を持ってないですし、どうやって賄うのかわからない。それが一番の問題だと思います。そういう問題を議員1人1人が住民に説明できない状況でもありますし、そういった中で、設計とか工事を進めていくのがいかなものかと。

そういった中で、少しここはしっかり待っていただいて、そういった費用等をしっかりわかった上で進んでいくべきじゃないかということで修正案を出しておりますので、茂呂議員が今聞かれていること、イコール維持管理費がわからない、だから聞いていることだと思いますので、それそのものが提案の理由です。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）ほかに質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

○3番（廣崎誠治君）議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（安元慶彦君）次に討論に入ります。

討論の進め方について御説明をいたします。

原案賛成者、いいですか。原案及び修正案に反対者、原案賛成者、修正案賛成者と交互に一人ずつ発言していただきますので、注意をしていただきたいと思います。発言者がなくなるまで行います。

まず、第1回目として原案賛成の討論はありませんか。

宮本議員。

○11番（宮本理一郎君）私は、平成28年度上毛町一般会計予算について賛成の立場より討論いたします。

本予算案は、上毛町インターチェンジ、SIC改正を機として、それに連なる大池公園周辺部の開発事業推進のための予算、また、地域農業の再生化を含めた本町産業の安定化予算、並びに教育、子育て支援、老人福祉を含め、本町住民の安心安全を担保する民生予算等、あらゆる分野にわたり気配り、目配りされた重要かつ不可欠な予算ばかりでございます。

とりわけ、インター周辺部の整備開発事業については、もともとは計画になかったインターチェンジを前任者が強力に誘致し、その念願がかなってインター開設にこぎつけたといういきさつがございます。まして、その取り付け道路をつくるために数億の大きな予算を投下した事実もございます。現坪根町長におかれましては、前任者の誘致したこのインターチェンジを有効に、かつ効果的に本町発展のために利活用する施策を講じる使命が受け継がれているわけであります。

時あたかも、国策である地方創生、地域活性化の名のもとに町長がこのインター周辺部を本町の顔として、将来の本町発展のため、九州一輝く町づくりを提唱し、具体化したことはまことに当然至極、自然なことであり、住民の多くが納得し理解するところではないでしょうか。将来に、実をつけ花を咲かそうと1粒の種をまき、水をやるべき事業を、現執行部が予算化したことはまことに評価に値すると存じます。

このような観点に立ち、大変重要な意味と内容を含んだ本予算は粛々と執行されるべきものと考え、私は本予算に賛成するものでございます。

以上。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 続いて、原案及び修正案ともに反対の討論はありませんか。反対ですよ。(「修正案に反対でしょう」と呼ぶ声あり)

いやいや、よう聞いてください。

原案及び修正案ともに反対の討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) なしと認めます。

再度、原案賛成の討論はありませんか。

荒巻議員。

○4番(荒巻弘敏君) それでは、私より、議案第21号の賛成討論を行います。

これにつきましては、第1次上毛町総合計画の最終年度に当たる平成28年度一般会計の予算は、五つの重大施策を基本としてさまざまな事業を、限られた財源で九州一輝く町の実現に向けた取り組みとなっており、賛成といたします。

○議長(安元慶彦君) ほかに。

1人ずつ行きますから。

続いて、修正案賛成の討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君) 私は修正案に賛成の立場から討論いたします。

原案は、事業の採算性、費用対効果、維持管理費、財政計画も示せず、住民説明会も開かず、池の管理団体との確認書も交わしておらず、保安林解除も協議中の中で事業を進めようとしています。もう少し時間をかけて十分協議すべきということを申し上げまして、私は修正案に賛成いたします。

○議長(安元慶彦君) それでは2回目に移ります。

再度、原案賛成の討論はありませんか。

大山議員。

○9番(大山 晃君) 私は賛成の立場から討論を行います。

もともと東九州自動車道上毛インターというものは、前町長が非常に御苦労されて陳情して、11億という金を引き出してきております。それに町が1億3,000万円強出して立派なインターができたわけです。

これを無にすることなく、後継の坪根町長がしっかりと後を続けていかなきゃなら

んと思います。そのためには、大平楽、それからログハウス、運動広場、そして京築森林組合の木材流通センター、そしてまた10号線の橋梁が4車線になります。そういうことがありますので、お客の客数はすごく引っ張れると思っております。

遅くする必要はないと思います。進めていって、早く地方創生に乗せて、これをすることによって企業誘致という。人が来ます、商いをする人が来ますから、そういうことで、企業誘致または人口増につながると思います。

こういうことで賛成いたします。

○議長（安元慶彦君）再度、原案及び修正案ともに反対の討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）それでは、再度、修正案賛成の討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）それでは3回目の討論に入ります。

再度、原案賛成の討論はありませんか。

峯議員。

○7番（峯 新一君）私は、平成28年度一般会計予算に対して賛成の立場より討論いたします。

内容的には、先ほど大山議員、宮本議員が言うような内容に近いんですけど、この予算は、住民生活と地域産業を支える大切な予算であります。また、大池公園周辺の整備事業は、前町長が種をまき、苗を植え、後世に残した大きな事業の引き継ぎだと私は思います。

この仕事を、責任を持って、夢を持って、花を咲かせ実を結ばせることこそ、次世代、私たちの子や孫に残せる大きな仕事じゃないかと思えます。

町長の決断により夢を持って一歩進んだことに対して、大変私は思いが深く、これに賛同します。

よって、本原案にももちろん賛成いたします。

以上です。

○議長（安元慶彦君）それでは、再度、修正案賛成の討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）ほかに討論はありませんか。

三田議員。

○8番（三田敏和君）私は、議案第21号 平成28年度一般会計予算に賛成の立場から討論いたします。

先ほども質疑をいたしました。平成28年度の予算は町民の福祉サービス等、非常に重要な案件ばかりです。特に、大池公園周辺の整備におきましても、東九州自動車道上毛PA/SICの利活用を効果的にやるためにも、4月24日東九州自動車道が開通する中、今川PAも施設の建設を考えております。遅くなればなるほど状況の悪化が懸念されるのではないかと考えております。

私はスピード感を持ってやっていただきたいし、町長が提案理由の中でも答弁されましたが、町民の心を一つにして事業を推進したいというふうに説明がありましたが、もっと町民の前に出て対話型の行政運営をやっていただいて、はっきりした説明をしていただくことを条件に、一般予算の賛成討論といたします。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

岩花議員。

○1番（岩花寛之君）私も平成28年度一般会計予算書に賛成の立場から討論させていただきます。

今回、賛成させていただくに当たって二つ、私の中ではポイントがあります。一つは工法的なところ。それともう一つはタイミング的なことです。

まず、一つは工法ということで、本来であれば、特にこの東九州道ですね、東側の道路の改装というのは、今回のSICの開通を待たずともできた開発であったのではなかろうかと思えます。本来であれば、この上毛の昨年3月の段階で、東側のところというのは整備に取りかかっても遅くはなかったんじゃないかというふうに思っております。

今の森の聖のほうはしておりますけれども、まだまだそこだけでは本当の玄関口として迎え入れているというふうには思えません。やはり、この東側の今できることを先にするというのが一番いいんじゃないかなと。広報的にも上毛町というのが玄関口をきちんと整備するということをしっかり周辺の自治体にもPRすることというのが、今求められてるんじゃないかなというふうに思っております。

それと、タイミング的なところなんですけれども、今回、東側を開発するというの、西側それから南側、東側、北側、4方向を考えたときに、西側はもちろん今、森の聖はしてありますが、アスレチックゾーンのところはやはり保安林の解除の問題

もありますし、西側に関してはS I Cへの連結ができるかどうかという、そもそも論があります。

今回、東側をきちんと整備することで、それが試金石となってどれぐらい人を呼び込めるかというところを見直した段階で、この西側の計画というのをもっとしっかりしたものにしていけばいいんじゃないかなというふうに思っております。

今回の修正の動議のほうで提案理由がありましたけれども、もちろん私も上毛町の住民の方にきちんと説明することも大切だと思っております。概算の工事費、財源であつたりとか維持管理費というのは、今後、少なくとも1年かかるものではないというふうに思っています。全体の計画というのはすぐにでも出させていただいて、特に、今回出させていただいているのは東側ですので、東側に関してはすぐにするほうがいいんじゃないかというふうに思っておりますので、賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）以上で討論を終わります。

これより、まず修正案を採決いたします。

修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（安元慶彦君）ただいまの採決の結果は賛成少数であります。よって、修正案は否決することに決しました。

それでは原案について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに……。〔議長、今から討論をするんでしよう、原案に対する〕と呼ぶ声あり）原案の討論はあつたじゃないですか。（「原案ですよ。修正案はありましたが」と呼ぶ声あり）原案の討論は最初からずっとやってきたじゃないですか、2回も3回も。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安元慶彦君）起立多数。よって、議案第21号 平成28年度上毛町一般会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君） 日程第12、議案第22号 平成28年度上毛町国民健康保険特別会計予算。これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 私は、議案第22号を反対の立場から討論いたします。

国保の加入者のほとんどの方は、国保税の負担が重いと言っています。国は、1984年まで医療費の45%を負担していましたが、医療給付費を50%にして医療費ベースでの負担割合を引き下げています。国の国保の運営のあり方に問題がありますので、この議案に反対いたします。

○議長（安元慶彦君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安元慶彦君） 起立多数。よって、議案第22号 平成28年度上毛町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君） 日程第13、議案第23号 平成28年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 私は、議案第23号を反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者とそれ以外の高齢者を切り離して差別医療を押しつけるものでありますので、この議案に反対いたします。

○議長（安元慶彦君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

- 議長（安元慶彦君）起立多数。よって、議案第23号 平成28年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。
-

- 議長（安元慶彦君）日程第14、議案第24号 平成28年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

- 議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

- 議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

- 議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第24号 平成28年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。
-

- 議長（安元慶彦君）日程第15、議案第25号 平成28年度上毛町簡易水道事業特別会計予算について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

- 議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

- 議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君)全会一致。よって、議案第25号 平成28年度上毛町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君)日程第16、議案第26号 平成28年度上毛町奨学資金特別会計予算について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君)全会一致。よって、議案第26号 平成28年度上毛町奨学資金特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君)日程第17、議案第27号 平成28年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第27号 平成28年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第18、議案第28号 町道路線の変更について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第28号 町道路線の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第19、議案第29号 町道路線の廃止について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第29号 町道路線の廃止については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君） 日程第20、議案第30号 町道路線の認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君） 全会一致。よって、議案第30号 町道路線の認定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君） 日程第21、議案第31号 過疎地域自立促進計画の策定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君） 過疎地域自立促進計画の中の事業計画16ページに、大池公園の開発事業（民間店舗建設まで含む）と書いております。説明では、民間店舗については、PFIなどの利用で民間の資金で建設してもらおうというように説明もございましたし、平成28年度の参考資料の中に2億6,700万円の過疎債を利用するように書かれておりますので、反対いたします。

○議長（安元慶彦君） 賛成討論はありませんか。

三田議員。

○8番（三田敏和君） 私は、議案第31号 過疎地域自立促進計画の策定についてを賛成の立場から討論いたします。

町長は、人口ビジョン1万人を掲げております。この人口が1万人になるためには、今言われる過疎地域がしっかりした地域にならなくては1万人は到底達し得ないと思

います。

そういうためには、スピード感を持ってインフラの整備、防災等、いろんな面でスピード感を持って、どこで借りるのが一番いいかということはもちろんあるかと思いますが、この計画にのっとってスピード感を持ってやっていただくことをお願いして、賛成の立場から討論いたします。

○議長（安元慶彦君）ほかにありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第31号に反対の立場から討論いたします。

反対の理由は、先ほどの廣崎議員と同じであります。

○議長（安元慶彦君）反対の理由を言ってください。ほかと同じということはございませんから、同じでも言ってください。

○10番（茂呂孝志君）大池公園の件がありますので、そのことを理由に反対いたします。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安元慶彦君）起立多数。よって、議案第31号 過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第22、議案第32号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第32号は反対の立場から討論いたします。

人口減少により、市町村の半分が消滅する可能性があると言われ、地方財政とサー

ビスを一定規模の自治体に集約させる議論がある中で、行政サービスを市町村だけで提供する考えは現実的でないとして、市町村による広域連携や窓口業務を含めた外部民間委託を打ち出しています。

このことは、人口20万人以上の中核拠点都市などに公共施設やサービスを集約し、連携委託を進めれば、地方自治法が定める地域における行政を自主的かつ総合的に実施するという自治体の役割と能力が失われ、新たな市町村再編と道州制への道を開く危険性をはらんでおり、集約の名のもとに新たな地方切り捨てへとつながるものでありますから、この議案に反対いたします。

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安元慶彦君）起立多数。よって、議案第32号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）これから、本日の追加案件の審議を行います。

日程第23、議案第33号 上毛町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）まずもって、議員各位におかれましては、今議会より予算決算委員会が設置された中で、長期間にわたり議案第32号までの全ての議案を慎重に御審議をいただきまして、御承認いただき厚くお礼申し上げます。

特に、新年度予算につきましては、地方創生をなし遂げるために極めて重要な予算でありますし、住民の皆様の御期待に可能な限り沿えますよう、職員一丸となって予

算執行に努めてまいります。

議員各位のさらなる御理解、御協力、そして、議会、行政が一体、両輪となりますよう、さらなる御指導御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程いただきました追加提案につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第33号 上毛町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてですが、今回の一部改正であります。上毛町簡易水道事業の第2期拡張工事の完了により、下田井・新涯地区が上毛簡易水道の区域となったことに伴い、本条例を整備するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回は追加提案ということで、議員各位に御迷惑をおかけしますことに対しおわびを申し上げますとともに、今後は事務処理等遺漏なきよう行政事務を行ってまいりたいと思います。

以上、1議案でございます。慎重に御審議をいただき、また御同意いただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安元慶彦君）提案理由の説明が終わりました。

ただいま提案理由のありました議案は本日採決する議案ですので、提案理由に対する質疑は、議案内容の説明に対する質疑とあわせて行いますので御了承ください。

議案内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（永野英憲君）それでは、議案第33号につきまして御説明をさせていただきます。

議案第33号 上毛町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

上毛町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)を別紙のとおり提出する。

平成28年3月11日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、上毛町簡易水道事業区域拡張により、下田井・新涯地区が上毛簡易水道の区域となったことに伴い本条例を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をいたしますので、新

旧対照表をごらんください。

現行条例文では、第27条の第1号におきまして、旧新吉富村の区域、第2号におきまして旧大平村の区域となっておりますが、今回、第1号の旧新吉富村を上毛簡易水道、第2号の旧大平村を荒井簡易水道に改正をするものでございます。

提案理由でも申し上げましたように、平成27年度の上毛簡易水道の拡張工事に伴いまして、旧大平村区域の下田井・新涯地区が新たに給水区域となりました。

本年4月より両地区に給水を開始することとなりますが、その水道料金を徴収するに当たりまして、現行条文では支障を来しますので今回の改正をお願いするものでございます。

また、今回、このように追加提案で御審議をいただくこととなりましたことは、担当課として深く反省をし、おわびを申し上げるところでございます。

今後は、このようなことがないように、適切な事務処理を務めさせていただきますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）条例改正が必要であるということに気づいたのはいつですか。

○議長（安元慶彦君）建設課長。

○建設課長（永野英憲君）それにつきましては、総務産業建設常任委員会のときに気づきました。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）議案提出は3日前となっておりますので、わかれば口頭でも、私はしてほしかったと思います。本来であれば、問題がある議案提出であります。そのことだけは申し上げておきます。

○議長（安元慶彦君）建設課長。

○建設課長（永野英憲君）その点につきましては、重々反省をさせていただいております。今後はこのようなことがないように十分に処理をさせていただきますので、御勘弁

のほど、よろしく願いいたします。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第33号 上毛町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第24、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）御異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（安元慶彦君）日程第25、広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、広報特別委員会委員長から、所管事務のうち、会議規

則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査
としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、
閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長(安元慶彦君) 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これで平成28年第1回上毛町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時42分